

静岡市・清水市  
合併の記録

新  
「静岡市」  
誕生

静岡市

## 第6章 事務事業の一元化

1 事務事業一元化計画	447
(1) アクションプログラムの作成	447
① すり合わせ区分	447
② アクションプログラムの作成	448
(2) 静岡市・清水市事務事業一元化本部の設置	449
2 事務事業の一元化	451
(1) 静岡市・清水市事務事業一元化本部事務局の設置	451
(2) 新市の中核市移行準備	454
① 中核市指定準備	454
② 県からの移譲事務の引継	456
(3) 新市の事務事業	458
① 新市の条例・規則	458
② 新市の電算システム	468
③ 新市の議会	469
④ 新市の組織・機構	471
⑤ 旧市の決算と新市の予算	474
⑥ 市長職務執行者	477

# 1 事務事業一元化計画

合併協議会では、第23回合併協議会(平成13年8月29日開催)において、すり合わせ項目として定めた20項目の協議が完了し、それぞれのすり合わせ方針を決定した。

そこで、合併協議会の下部組織である幹事会において、各すり合わせ方針に基づく事務のすり合わせ作業を開始し、「事務事業一元化計画」として取りまとめ、第24回合併協議会(平成13年10月31日開催)に報告、了承を得た。

## (1) アクションプログラムの作成

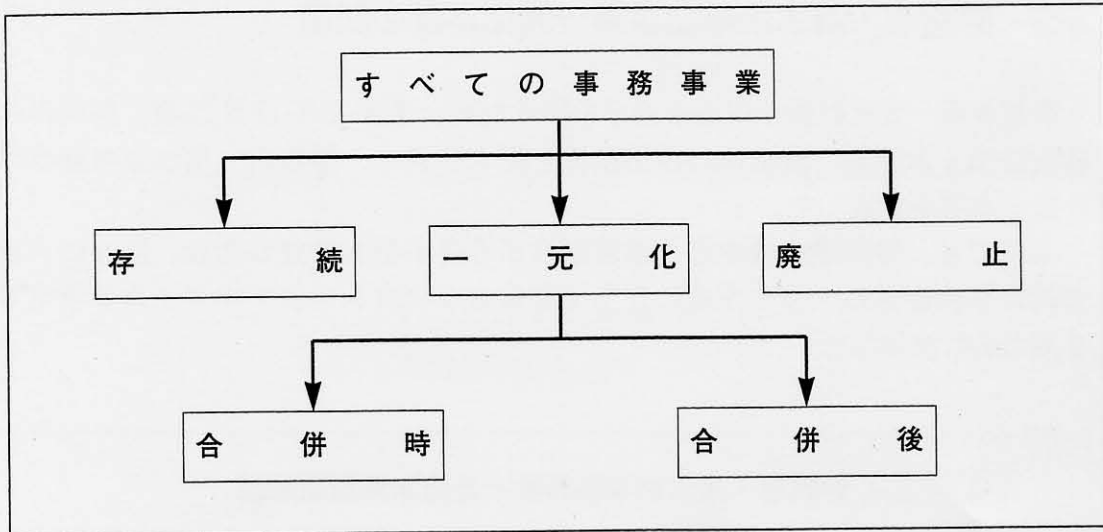
すり合わせ作業は、各種事務事業の性質、執行方法の差異を明らかにしたうえで、新市における事務事業の取扱いを検討するものであり、両市が現在実施しているすべての事務事業を対象とした。

### ① すり合わせ区分

まずは、次の区分に基づき、すべての事務事業の分類整理を行った。

- 新市においても、「存続」させる事務事業  
新市においても特段の調整を要せず、現行どおりに執行していく事務事業で、「一国二制度」的な取扱いをしていくものも含む。
- 新市において、「一元化」させる事務事業  
新市において統一的な考え方のもとに執行していく事務事業で、このうち、いずれかの市の事務事業の制度や仕組みを新市全体に適用していく「統合」と、両市の制度や仕組みを改変し新市として新たなものにしていく「再編」とに分類する。  
これらは、さらに、「合併時」に行うものと、「合併後」に行うものにと細分され、一元化しないと法令違反になってしまうものや、市民生活に重大な支障を来すものは、原則として、「合併時に『統合』または『再編]すべきもの」として整理した。
- 新市において、「廃止」する事務事業  
新市においては執行する目的、役割がなく廃止すべき事務事業で、これについても、「合併時」又は「合併後」に細分した。

以上のすり合わせ区分を図示すると次のとおりである。



すり合わせ区分に基づき、両市の各担当課同士で実施したすり合わせ協議結果は、次のとおりである。

すり合わせ区分	件数(件)	構成比(%)
存続	685	32.2
一元化	1,444	67.8
合併時	782	36.7
統合	199	9.3
再編	583	27.4
合併後	662	31.1
廃止	1	0.0
合併時	1	0.0
合併後	0	0.0
計	2,130	100.0

なお、これらの分類整理は、平成13年10月現在の状況であり、その後、さらに精査を行い、新市発足に万全を期した。

## ② アクションプログラムの作成

事務事業一元化計画では、すり合わせ区分に基づき、「合併時に一元化すべき事務事業」として分類整理されたものについて、「事務事業一元化アクションプログラム」を作成することとした。

これは、合併期日である平成15年4月1日に、円滑に新市に移行できるよう、合併時に一元化すべきとされた事務事業ごとに、新市における事務事業の具体的な在り方と、一元化に至る作業行程を明らかにしておこうとするものである。

## (2) 静岡市・清水市事務事業一元化本部の設置

事務事業一元化計画の円滑な遂行を図るため、平成13年12月21日、静岡市の篠崎助役を本部長、清水市の吉田助役を副本部長に、静岡市・清水市事務事業一元化本部を設置した。

本部では、静岡市・清水市合併協議会が合併を是と決定した後、直ちに、計画的に事務事業の一元化作業に着手できるようアクションプログラムの策定等を精力的に実施した。

### 静岡市・清水市事務事業一元化本部設置要綱

(設置)

第1条 静岡市及び清水市は、静岡市・清水市合併協議会において策定された「事務事業一元化計画」の速やかな遂行を図るため、静岡市・清水市事務事業一元化本部（以下「一元化本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 一元化本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業一元化アクションプログラム策定の統括に関すること。
- (2) 事務事業一元化アクションプログラムに従い、両市の各課が共同して行う事務事業一元化作業の統括に関すること。
- (3) 前2号のほか、平成15年4月1日の新市の円滑なスタートに必要な事項について調整し、最終的な方針を定めること。

(組織)

第3条 一元化本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長には静岡市篠崎助役を、副本部長には清水市助役をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡市足立助役
- (2) 両市の収入役
- (3) 静岡市水道事業及び下水道事業管理者
- (4) 両市の教育長
- (5) 両市の消防長
- (6) 両市の部局長

(職務)

第6条 本部長は、一元化本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第7条 一元化本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。



2 会議は、必要に応じて本部長が必要と認める本部員の出席を求めて行うことができるものとする。

3 本部長は、必要に応じて、会議に本部員以外の関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議は、静岡市、清水市で交互に開催するものとする。  
(専門部会)

第8条 本部長が特に必要と認める事項について、調査研究及び資料の収集を行うため、一元化本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、構成員、運営その他必要な事項については、本部長が別に定める。  
(ワーキンググループ)

第9条 一元化本部及び専門部会で検討すべき事項について、調査研究及び資料の収集を行うため、一元化本部にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、構成員、運営その他必要な事項については、本部長が別に定める。  
(事務局)

第10条 一元化本部の事務を処理するため、一元化本部に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。  
(費用負担)

第11条 本部の運営に関し、必要経費が見込まれる場合は、本部長及び副本部長が協議してその取扱いを定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、一元化本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月21日から施行する。

## 2 事務事業の一元化

### (1) 静岡市・清水市事務事業一元化本部事務局の設置

平成14年3月20日、合併協議会において静岡、清水両市の合併を是とする決定が行われたことを踏まえ、新市の円滑な発足に向けた事務事業の一元化作業を行っていくため、両市協議のうえ、平成14年4月1日、静岡市役所内に静岡市・清水市事務事業一元化本部事務局を設置した。

そして、4月18日には、静岡、清水両市市議会において合併関係5議案が可決され、両市の合併に関する団体意思が確定したことを踏まえ、4月22日から、職員26名(両市それぞれ13名ずつ)での事務局体制が本格的にスタートした。

#### 静岡市・清水市事務事業一元化本部事務局規約

(設置)

第1条 静岡市と清水市の合併を円滑に進めるため、静岡市・清水市事務事業一元化本部の庶務を担当する「事務局」を、両市の総務部広域行政課により設置する。

(担任事務)

第2条 事務局が処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業一元化作業の総括
- (2) 両市の担当課が行う事務事業一元化作業の支援
- (3) 一元化本部の庶務
- (4) その他必要とする事務

(構成)

第3条 事務局は、両市の総務部広域行政課職員により構成する。

2 事務局に事務局長を1人置き、静岡市総務部広域行政課長をもって充てる。

3 事務局に次長を1人置き、清水市総務部広域行政課長をもって充てる。

4 事務局に参与を2人置き、静岡市総務部広域行政課参事及び清水市総務部広域行政課統括参事をもって充てる。

5 事務局員は、両市の総務部広域行政課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の庶務を統括する。

2 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 参与は、事務局長及び次長を輔弼する。

4 事務局員は、上司の命を受け、分担事務を掌理する。

(所在地)

第5条 事務局は、静岡市役所内に置くものとする。

(費用負担)

第6条 事務局に必要な経費は、両市それぞれが均等に負担する。ただし、職員の服務、勤務条件、給与及び手当等については、在籍する両市がそれぞれ定める規定を運用し、両市がそれぞれ負担する。

2 事務局に必要な経費は、静岡市総務部広域行政課及び清水市総務部広域行政課の予算により、それぞれの市の財務規則等に基づき執行する。

(勤務場所)

第7条 職員の勤務先については、原則として静岡市役所とし、職務の遂行上必要に応じて、適宜定めることができるものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項、疑義の生じた事項及び特段の取扱を必要とする事項については、両市の広域行政課で協議のうえ、決定するものとする。

2 この規約は、平成15年3月31日をもって効力を失う。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

また、平成14年5月1日には、静岡県と一元化本部との間に「静岡県・静岡一元化本部連絡会」を設置し、県との必要な連絡調整を行う体制を整備した。

### 静岡県・静岡一元化本部連絡会設置要領

#### 1 目 的

静岡県と静岡市・清水市事務事業一元化本部(以下「静岡一元化本部」という。)とが必要な連絡調整を行い、新市の円滑な発足を図ることを目的に、静岡県・静岡一元化本部連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

#### 2 構 成

連絡会は、静岡県総務部市町村行政室長、同中部県行政センター振興課長、静岡一元化本部事務局長(静岡市総務部広域行政課長)、静岡一元化本部事務局次長(清水市総務部広域行政課長)をもって組織する。

連絡会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

#### 3 担 任 事 務

- (1) 廃置分合処分に必要な事項の連絡調整
- (2) 中核市指定に必要な事務移譲等の連絡調整
- (3) その他、新市の円滑な発足に必要な事項に関わる連絡調整

#### 4 運 営 及 び 庶 務

連絡会の運営は、静岡県総務部市町村行政室長が行い、連絡会の庶務は、静岡一元化本部事務局が行う。

#### 5 経 費 負 担

連絡会の開催等に関わる経費は、それぞれが負担する。

#### 6 設 置 時 期

連絡会は、平成14年5月1日に設置する。

#### 7 そ の 他

静岡県・静岡合併協議会連絡会(平成13年4月1日設置)は、平成14年4月30日をもって廃止する。



平成14年6月3日開催の第3回事務事業一元化本部では、事務事業一元化に向けた基本方針を決定し、以後、両市の全部局を挙げて一元化作業を行っていった。

なお、一元化計画策定時（平成13年10月現在）では、合併時に一元化すべき事務事業が782件であったが、その後の精査により、863件の事務事業を合併時に一元化することが確認され、平成14年6月10日からは、この863件の事務事業に関するアクションプログラムのすべてを、両市市民及び両市市議会に公開した。

すり合わせ区分	件数(件)	構成比(%)
存続	681	31.1
一元化	1,500	68.4
合併時	863	39.4
合併後	637	29.1
廃止	11	0.5
計	2,192	100.0

### <事務事業一元化の進捗状況>

区 分	一元化完了件数(累計)(件)	進捗率(%)
平成14年6月3日現在(第3回本部会議)	0	0.0
平成14年9月3日現在(第4回本部会議)	273	31.6
平成14年11月12日現在(第5回本部会議)	803	93.0
平成15年1月31日現在(第6回本部会議)	862	99.9
平成15年3月25日現在(第7回本部会議)	863	100.0

## (2) 新市の中核市移行準備

### ① 中核市指定準備

事務事業の一元化作業と併せて、新「静岡市」の中核市指定に向けて、静岡県・静岡一元化本部連絡会等を通じて、所要の準備等を行った。

新「静岡市」の中核市の指定に係る手続については、静岡市は平成8年4月1日から中核市に指定されており、地方自治法第252条の26の2の規定により、平成14年7月24日に行った県知事の総務大臣への廃置分合処分の届出をもって、中核市の指定申出とみなされることとなっているため、廃置分合申請書には、中核市要件調書を添付した。

### 中核市要件調書

人口30万以上を有すること。(地方自治法第252条の23)

静岡市	469,695人
清水市	236,818人
「静岡市」	706,513人

資料：総務省統計局「平成12年国勢調査」

なお、総務大臣への届出(中核市指定申出)に先立ち、7月8日には、総務省市町村課に対し、中核市移行準備調査票を提出し、新「静岡市」の中核市指定に向けた準備状況等に関して説明を行った。

また、保健所政令市関係業務については、7月11日に、厚生労働省に対して説明を行った。

### 中核市移行準備調査票(総務省提出分)

< 縣市共同作成分 >

- 1 中核市移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要<全体総括表>
- 3 中核市に係る移譲事務等の概要<中項目総括表>
- 4 中核市に係る移譲事務等の概要
- 5 中核市に係る移譲事務等の概要<個表>
- 6 事務処理体制及び人員に関する調べ<総括表>
- 7 事務処理体制及び人員に関する調べ<個表>
- 8 中核市移行に係る事務の特例の項目数

<市関係分>

- 1 中核市要件調書
- 2 中核市移行後の組織（市）
- 3 中核市移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 4 中核市移行に係る職員数増減見込み（市）
- 5 今後の定員管理
- 6 勤務条件についての考え方
- 7 平成13年度 中核市移行に係る給与制度・運用に関する調
- 8 中核市移行に伴う市財政への影響（平成12年度普通会計決算ベース）
- 9 財政収支（市）

<県関係分>

- 1 当該市の行財政状況
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響（平成12年度普通会計決算ベース）

静岡市・清水市の合併に伴う保健所政令市移行に係る提出資料（厚生労働省分）

- 1 合併に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 合併についての県の見解
- 3 合併に伴う県の保健所の体制
- 4 新市における保健所の業務の処理体制について
  - (1) 保健所の整備
  - (2) 保健所支所における保健衛生サービス
  - (3) 新市移行当初の対応
  - (4) 健康危機管理体制の整備
  - (5) 組織図
    - ① 県の保健所組織との対照
    - ② 現行の市の保健担当部局との対照
  - (6) 保健所清水支所の事務概要
  - (7) 市の職員の確保
- 5 県から市への移譲事務の概要

## ② 県からの移譲事務の引継

静岡県から新市への事務引継についても、静岡県・静岡一元化本部連絡会を通じて協議を行い、平成14年10月11日には、「静岡市の中核市指定に伴う移譲事務等に関する確認書」を交換し、県及び静岡、清水両市の担当室所課等の中で、具体的な事務引継の協議、調整を開始した。

### 静岡市の中核市指定に伴う移譲事務等に関する確認書

平成15年4月1日をもって新たに設置される静岡市の中核市指定に伴い、静岡県並びに静岡市及び清水市との間で、静岡県から新静岡市への移譲事務に関して、次のとおり確認書を交換する。

(移譲事務の項目)

第1 静岡県から新静岡市への中核市移譲事務は、次のとおりとする。

ただし、県の単独事業に基づく事務は、別紙1「県単移譲事務の調整方針」に則して協議して定めたものとする。

(単位：件)

区 分	法律・政令に基づくもの	国の要綱等に基づくもの	県の単独事業に基づくもの	計
中核市事務	646	159	55	860
保健所政令市事務	538	168	557	1,263
合 計	1,184	327	612	2,123

(移譲事務所管室所課等)

第2 移譲事務項目の内訳及び各移譲事務所管室所課は、別紙2「中核市移譲事務項目一覧表」(省略)に定めるとおりとする。

(事務引継の方法等)

第3 静岡県並びに静岡市及び清水市とは、別紙3「中核市移譲事務の事務引継実施要領」(省略)に則して、計画的に事務引継を行うものとする。

平成14年10月11日

静岡県総務部市町村総室長 齊藤民夫

静岡市総務部長 森竹武人

清水市総務部長 五十嵐 仁

別紙1

県単移譲事務の調整方針

県と新「静岡市」との県単独事務移譲の調整については、今回の事務の移譲が、「中核市である静岡市」と「清水市」との新設合併を契機とするものであることから、円滑な新市の設置を実現していくことを最優先に、次の調整方針に則して、行っていくものとする。

- 1 新市へ移譲すべき事務事業は、現在中核市である静岡市及び浜松市で実施しているものを基本とする。
- 2 具体の協議の対象となる事務事業は、現在、清水市域において県が実施しているものを限度にこれを行う。
- 3 協議に際しては、法令に基づく移譲事務との関連性等に十分配慮するものとする。

具体的な事務引継については、県の協力を得て仮引継を行うなど、両市が行っている事務の一元化作業と歩調を合わせ、新市の円滑な発足に向けて、万全の準備を行った。

なお、移譲事務の引継準備の過程で、事務内容等の最終確認を行い、県から新市へ引き継がれる事務項目は、2,134項目となった。

そして、新「静岡市」設置の日である平成15年4月1日には、石川嘉延静岡県知事と、宮城島弘正静岡市長職務執行者との間で、2,134項目の中核市移譲事務の事務引継が行われた。

<中核市移譲事務項目>

(単位：件)

区 分	法律・政令に基づくもの	国の要綱等に基づくもの	県の単独事業に基づくもの	計
中核市事務	646	160	55	861
保健所政令市事務	538	170	565	1,273
合 計	1,184	330	620	2,134

(平成15年4月1日現在)



### (3) 新市の事務事業

#### ① 新市の条例・規則

両市の条例・規則は、対等合併であることから両市の法人格が消滅し、両市の例規もこれに伴い合併と同時に全てその効力を失うこととなるため、合併と同時に地方自治法第179条第1項の規定に基づき長の専決処分により制定するなど所要の措置を講じる必要がある。

そこで、新市の条例・規則の策定については、平成13年12月21日に、静岡市・清水市事務事業一元化本部の専門部会として、「静岡市・清水市合同例規審査委員会」を設置し、合併協議会が決定した条例・規則の取扱いのすり合わせ方針である「各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。」に基づき、次の基本方針に則して行った。

#### <例規策定業務の基本方針>

新市の条例、規則等については、原則として合併と同時に制定し、即時施行するものとするが、必要に応じ、次の区分により新市の事務事業が円滑に執行できるよう所要の措置を講じていく。

施行方法の区分	説 明	議 会
即時施行	合併と同時に制定し施行させるもの。 (新市の市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者の専決処分により制定し、執行する条例。規則等のうち長の権限に属する事務に関する規則等については、市長職務執行者の職権により制定し、施行する(地方自治法第15条第1項)。	専決処分後に開かれる最初の議会において報告し、承認を求める。
漸次施行	合併後、漸次制定し、施行させるもの。 (市長職務執行者の専決処分による制定になじまないものや新市発足時には必要ないが発足後に必要となるもの)	新市発足後の議会に上程する。
暫定施行	合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。 (新市において条例、規則等が制定、施行されるまでの間、市長職務執行者が従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則として当該地域に引き続き施行させるもの)	新市発足後最初の議会において報告し、承認を求める。
廃止するもの	—	—

策定業務は、平成15年1月には完了し、仮例規集を編集のうえ、両市市議会等へ説明、配付するなど、市民周知等に遺漏なきを期したところである。

そして、平成15年4月1日には、静岡市長職務執行者が、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分及び地方自治法施行令第3条の規定による暫定施行を行った。

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、静岡市の事務所の位置を定める条例ほか318件の条例の制定について、専決処分する。

平成15年4月1日

静岡市長職務執行者 宮城島 弘正

### 専決処分した条例

- 専決第 1号 静岡市の事務所の位置を定める条例
- 専決第 2号 静岡市の休日を定める条例
- 専決第 3号 静岡市公告式条例
- 専決第 4号 静岡市情報公開条例
- 専決第 5号 静岡市個人情報保護条例
- 専決第 6号 静岡市情報公開・個人情報保護審議会条例
- 専決第 7号 政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例
- 専決第 8号 静岡市行政手続条例
- 専決第 9号 静岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例
- 専決第 10号 静岡市議会定例会条例
- 専決第 11号 地方自治法第96条第2項の規定に基づき静岡市議会の議決すべき事件を定める条例の経過措置を定める条例
- 専決第 12号 静岡市議会政務調査費の交付に関する条例
- 専決第 13号 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
- 専決第 14号 静岡市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 専決第 15号 静岡市選挙公報の発行に関する条例
- 専決第 16号 静岡市監査委員条例
- 専決第 17号 静岡市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
- 専決第 18号 静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例
- 専決第 19号 静岡市農業委員会農地部会等の委員の定数に関する条例
- 専決第 20号 静岡市公平委員会設置条例
- 専決第 21号 静岡市固定資産評価審査委員会条例
- 専決第 22号 静岡市事務分掌条例
- 専決第 23号 静岡市支所設置条例

条例の暫定施行について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を静岡市の条例として、合併前の静岡市（清水市）の区域に引き続き施行する。

平成15年4月1日

静岡市長職務執行者 宮城島 弘 正

（旧静岡市の区域に暫定施行した条例）

- 1 静岡市職員退隠料等支給条例
- 2 静岡市職員退職年金等支給条例
- 3 退職年金及び遺族年金の額の改定に関する条例
- 4 静岡市国民健康保険条例
- 5 静岡市幼稚園保育料及び入園料徴収条例
- 6 静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- 7 静岡市井川財産区議会設置条例

（旧清水市の区域に暫定施行した条例）

- 1 清水市職員退隠料等支給条例
- 2 清水市国民健康保険条例
- 3 清水市国民健康保険税条例
- 4 清水市工場等設置奨励条例
- 5 清水市みどり条例
- 6 清水市立幼稚園保育料徴収条例
- 7 清水市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例
- 8 清水市両河内財産区議会設置条例

## ② 新市の電算システム

新市の電算システムについては、平成14年1月9日に、静岡市・清水市事務事業一元化本部の専門部会として、「静岡市・清水市合同中央電子計算組織等検討委員会」を設置し、新市の電算システムの一元化に向けた協議を行った。

検討委員会では、「統合型」「2システム方式」の両案について検討を行い、「新市の中央電子計算組織及び同組織において稼働又は連携する業務電算システムは、静岡市の中央電子計算組織、業務電算システムへの統合を基本に一元化作業を推進するが、清水市の現行システムのうち両市が必要とするものについては、最大限取り入れていくものとする」との基本的な考え方が整理され、第3回一元化本部会議（平成14年6月3日開催）で了承された。

その後、計画的に一元化を進め、平成15年1月からは数回の移行リハーサル、移行データの確認作業等を行い、3月末には、本番データの移行作業が完了した。

なお、4月1日の新市システムの稼働に際しては、総務部長を本部長に「静岡市事務事業危機管理本部」を設置し、万全の体制で臨んだところである。

### ③ 新市の議会

新市の議会については、合併協議会の協議を経て、両市の現在の議員が合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任することを踏まえ、平成14年7月10日に、両市市議会の各会派の代表をもって組織する「新市議会運営等調整協議会」が設置され、新市の議会運営上の問題等の検討を行った。

#### <新市議会運営等調整協議会における主な決定事項>

- 1 議事堂の位置について
  - ・ 暫定2年間に限り、会期中は、本会議場、正副議長室・議会事務局は清水に置く。
  - ・ 常任委員会は、静岡、清水双方で開催する。
  - ・ 暫定2年間に限り、通年的には、正副議長室と議会事務局を静岡、清水双方に置く。
- 2 新市議会議員定数に関する条例定数について
  - ・ 法定上限定数の56人とする。なお、その後は削減に向けて努力していく。
- 3 政務調査費について
  - ・ 静岡の制度に合わせることにする。
- 4 視察旅費について
  - ・ 静岡の制度に合わせることにする。
- 5 常任委員会について
  - ・ 総務、健康文化教育、生活環境水道、厚生、経済消防、都市計画建設の6委員会を置く。
  - ・ 委員会は基本的に公開とする。一般傍聴者数は6人とする。ただし、増員を認める場合は、委員長は委員会に諮り決定する。
- 6 特別委員会について
  - ・ 巴川総合治水及び海岸保全対策、港湾・周辺整備調査、政令指定都市及び広域行政調査検討、地域経済活性化・中山間地域振興対策及び観光対策、新都市拠点整備及びJR駅周辺活性化対策、高規格及び主要道路整備促進の6特別委員会を設置するものとする。
- 7 議会運営委員会について
  - ・ 定員16人、任期1年とする。
  - ・ 交渉団体(会派)は、4人以上の所属議員を有する会派とする。

なお、平成15年1月1日から施行された改正地方自治法第91条第7項の規定により、市町村の設置を伴う廃置分合をしようとする場合は、設置関係市町村の協議により、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。この協議については、同条第10項の規定により、設置関係市町村の議会の議決を経なければならないこととされたため、「新市議会運営等調整協議会」の検討結果を踏まえ、両市そろって、平成15年2月定例会において、新市の議会の議員定数を56人とする議決を得て、協議書を締結のうえ平成15年3月3日に告示した。

第 号議案

静岡市及び清水市の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について  
平成15年4月1日から静岡市及び清水市を廃し、その区域をもって新たに設置される「静岡市」の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり清水市（静岡市）と協議のうえ定めることについて、同条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成15年2月 日提出

市 長 名

別 紙

静岡市及び清水市の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書  
平成15年4月1日から静岡市及び清水市を廃し、その区域をもって新たに設置される「静岡市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

記

地方自治法第91条第7項の規定に基づき、静岡市議会議員の定数を56人とする。

平成 年 月 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

清水市長 宮城島 弘 正



## ④ 新市の組織・機構

新市の組織・機構については、平成14年1月9日開催の第2回一元化本部会議において、合併協議会での決定を踏まえた「新市組織編成に関する基本方針」が決定され、編成作業を開始した。

### 新市組織編成に関する基本方針等について

#### 1 基本原則

本庁及び2つの総合事務所を骨格とした組織・機構を基本原則とする。

##### (1) 本庁

- ・全庁的な意思決定・政策立案機関(市長・助役・収入役等の補佐的業務、各部長、各部主管課、議会等)及び危機管理機能を有する機関を配置
- ・両市職員で構成
- ・当面は両市いずれかの庁舎を使用

##### (2) 総合事務所

- ・本庁機能以外の直接的な住民サービスを行うことを目的とする機関を配置
- ・当面は、旧市体制での対応を原則とする
- ・両市の庁舎を使用

#### 2 基本方針

新市の組織・機構については、市民満足の向上をめざし、以下の事項を基本として整備する。

##### (1) 簡素で効率的な組織・機構

管理部門の統合を図り、多様な行政ニーズに的確に対応できる事業実施部門を再編し、簡素で効率的、成果・コストを重視した組織・機構を整備する。

- ・本庁には、総務・企画・人事・財政等の管理・総合調整機能や、各部門の中から事業実施に関する政策立案等の機能を有する所管を配置
- ・総合事務所には、市民サービス提供や事業実施の機能を有する所管を配置

##### (2) 市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構

行政活動の透明性を確保し、市民の信頼、負託に応える組織・機構の整備を行うとともに、市民へのサービス提供部門については、配置の検討等を含めて利便性の向上に努め、名称等も分かりやすさに配慮したものとする。

また、総合事務所に権限委譲を進め、組織内分権の推進を図り、市民に身近な部署でのきめ細かなサービスが供給できる体制を整備する。

- ・総合事務所の課の名称は、市民に業務が理解しやすいものとする
- ・各総合事務所に配置する課及び事務分掌は可能な限り統一する
- ・意思決定は極力、総合事務所内で完結できる体制とする

(3) 新市建設や新たな行政課題に的確に対応できる組織・機構

都市経営の観点から、特に、政策企画・調整部門の充実や、主要事業推進担当部門の強化を図るなど、新市建設を円滑かつ計画的に推進できる組織・機構を整備する。

また、市民福祉の向上を目指し、自治能力の強化を図るため、政令指定都市推進担当課を設置し、政令指定都市制度の早期導入体制を整備するとともに、少子高齢化、高度情報化、国際化、さらには、環境問題など新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構を整備する。

① 新市建設に的確に、素早く対応できる組織・機構

都市経営の観点から、政策企画・調整部門、主要事業推進担当部門の強化、充実を図り、新市の建設が円滑かつ計画的に推進でき、また、多様な市民ニーズ、行政課題に素早く、柔軟に対応できる組織・機構を整備する。

- ・総合事務所間の調整・統括は、本庁で行う
- ・本庁は、横断的な事務執行を可能とする組織とする

② 政令指定都市への移行がスムーズにできる組織・機構

新たな行政課題となる政令指定都市への移行の際に、市民へのサービス提供に影響を与えることなく、スムーズに移行できる組織・機構を整備する。

- ・本庁に政令市移行準備室を設置する

③ 地方分権を推進できる組織・機構

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、市民と協働したまちづくりが推進できる組織・機構を整備する。

- ・自主・自立の地方分権の精神に立脚した新市独自の政策を立案できる組織・機構を整備する。

④ IT機能を駆使し、時代の要請に合致した組織・機構

庁内の政策立案に関する情報や市民が必要とする住民サービスに関する情報を手軽に入手できる環境をITにより整備する。

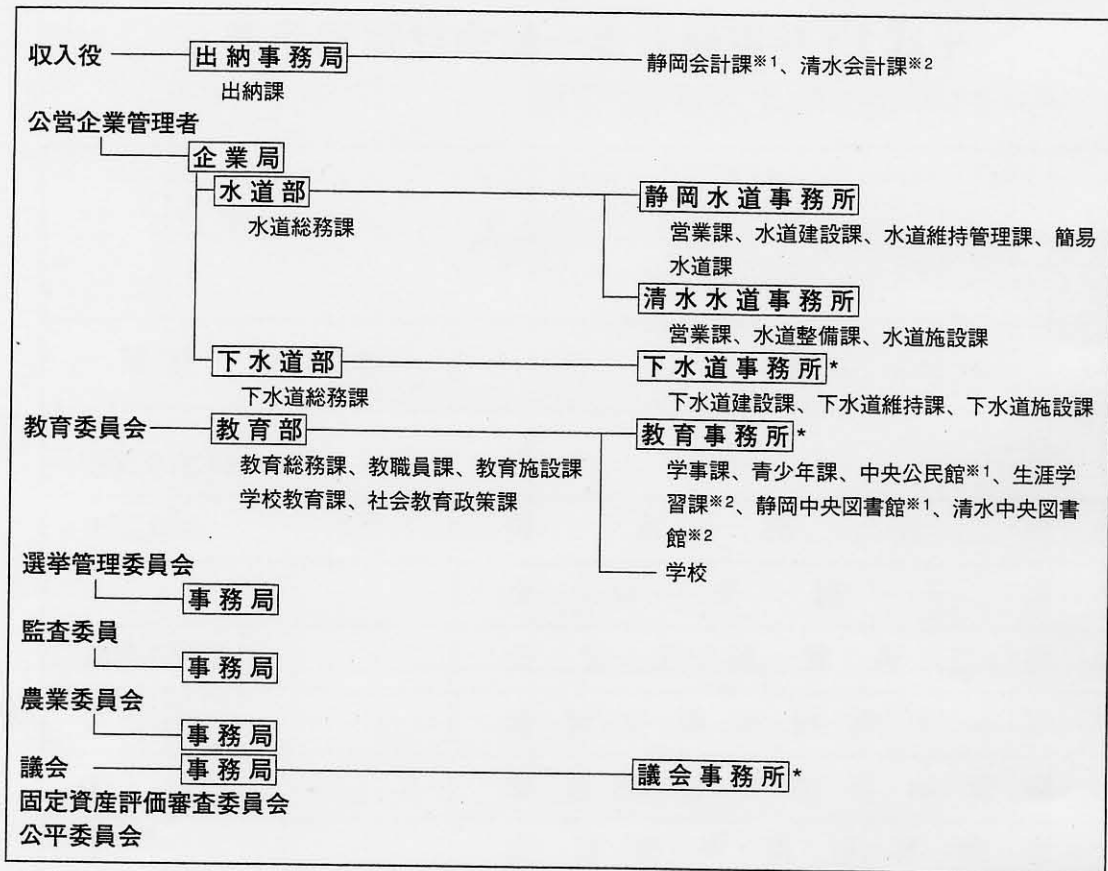
- ・行政の情報化に対応した組織機構を整備する。

そして、各部局との協議、調整を行いながら、第6回一元化本部会議（平成15年1月31日開催）において、新市の組織・機構が決定された。

<新「静岡市」の組織・機構>

平成15年4月1日現在





\* 旧静岡及び旧清水にそれぞれ設置する。正式名称は、事務所名・施設名の前に「静岡」「清水」をつける。

※1 静岡総合事務所のみ

※2 清水総合事務所のみ

## ⑤ 旧市の決算と新市の予算

平成15年3月31日をもって、静岡市及び清水市が消滅することに伴い、その収支は、地方自治法施行令第5条第2項の規定に基づき、消滅の日をもってこれを打ち切り決算することとされている。

また、新市の予算については、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、議会の議決を経て成立するまでの間、市長職務執行者が必要な収支につき暫定予算を調製し執行することとされている。

そこで、このような打ち切り決算、暫定予算についても全庁的に所要の準備を行った。

## 平成15年度静岡市一般会計暫定予算

歳 入	
款	本年度予算額
1 市 税	千円 34,315,000
2 地 方 譲 与 税	498,001
3 利 子 割 交 付 金	1
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,154,000
5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1
6 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
8 地 方 特 例 交 付 金	1,700,000
9 地 方 交 付 税	4,100,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1
11 分 担 金 及 び 負 担 金	886,310
12 使 用 料 及 び 手 数 料	1,689,040
13 国 庫 支 出 金	12,566,410
14 県 支 出 金	3,175,612
15 財 産 収 入	54,912
16 寄 附 金	2,000
17 繰 入 金	1,552,705
18 諸 収 入	12,895,105
19 市 債	8,410,900
歳 入 合 計	84,000,000



## 歳 出

款	予 算 額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	456,897				1	456,896
2 総 務 費	14,540,927	12,850	144,161	463,000	387,279	13,533,637
3 民 生 費	21,115,416	4,860,572	415,820	620,300	1,268,090	13,950,634
4 衛 生 費	9,851,507	1,009,880	78,069	905,000	995,446	6,863,112
5 労 働 費	457,478			115,000	8,356	334,122
6 農林水産業費	2,300,001	125,000	691,760	425,000	23,469	1,034,772
7 商 工 費	1,235,360		10		86,195	1,149,155
8 土 木 費	21,377,364	5,486,185	273,949	5,211,200	1,086,773	9,319,257
9 消 防 費	2,676,058		846		78,580	2,596,632
10 教 育 費	9,717,614	199,936	38,160	648,500	666,850	8,164,168
11 災 害 復 旧 費	74,140					74,140
12 公 債 費	23,096					23,096
13 諸 支 出 金	24,142				204	23,938
14 予 備 費	150,000					150,000
歳 出 合 計	84,000,000	11,694,423	1,642,775	8,388,000	4,601,243	57,673,559

## ⑥ 市長職務執行者

静岡、清水両市の市長は、合併と同時に失職することとなるため、新市の市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者が置かれ、市長の職務を行うこととなる。

市長職務執行者は、地方自治法施行令第1条の2第1項の規定により、静岡、清水両市長が協議により定めることとされているため、平成15年3月3日、両市長の間で協議書を締結し、平成15年4月1日から静岡市長選挙（4月13日執行）までの間、宮城島弘正清水市長を静岡市長職務執行者とする事とした。

### 静岡市及び清水市の廃置分合に伴う職務執行者に関する協議書

平成15年4月1日から静岡市及び清水市を廃し、その区域をもって新たに「静岡市」を設置することに伴う、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づく協議により、次のとおり職務執行者を定めるものとする。

1 職務執行者      清水市長      宮城島   弘正

2 任期

平成15年4月1日から新市の市長選挙の執行日まで

平成15年3月3日

静岡市長 小 嶋 善 吉

清水市長 宮城島 弘 正